



ドライブを楽しもう！

 より便利な未来に向けて

 全国初！レンタル装置のご提案



作成: MOVEAID, INC.

- 欧米諸国で17年以上の実績が物語る[短時間で着脱可能]なハンドコントロール。それらがもたらす新たな交通移動スタイルをご紹介します -

も 背景にあるもの (進まない機会均等の拡大)

● 手だけでクルマを運転する人

手動運転装置を必要とする障がい者の多くは脊髄損傷者です。現在、日本は10万人以上の脊髄損傷者がおり、毎年5000人以上があらたに損傷を負っています。過去の調査例では、次のような受傷原因の割合も出ています。

1. 交通事故 (43.7%)
2. 高所からの転落 (28.9%)
3. 転倒 (12.9%)
4. 打撲、下敷き (5.5%)
5. スポーツ (6.7%)
6. その他 (3.6%)

● 増加する運転免許の条件付与

身体障害者の方が自動車の免許を取得するケースも確実に増えています。1995年には20万件だった条件付自動車免許の付与件数が2005年には24万8000件に達しています。

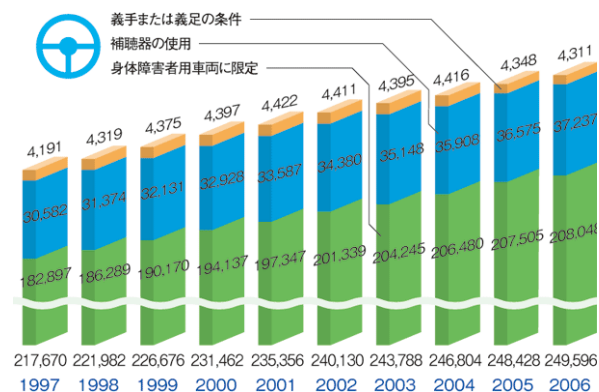
その中で、肢体不自由により身体障害者用車両に限定される方は20万7000人を超えており、障害者自らが運転できる車の必要性は、ますます高まってきています。

● 社会的認識

日本国内における社会的認識では、運転免許を保有し自宅では既に手動運転装置を所有されている障がい者であっても『旅先や出張先でレンタカーは利用出来ない』、『事故時や修理時に代車が手配出来ない』、『車両購入時の試乗は出来ない』といったことがやむを得ない…とされています。

従来の、『旅先や出張先でレンタカーは利用出来ない』から『旅行や出張でレンタカーが使えて便利』を実現。

福祉先進諸外国では自動車関連企業を含め政府や各機関の協力体制の下、様々な政策や製品を導入することにより健常者と分け隔てない社会生活が提供されています。



🚻 手動運転装置付きレンタカー (手動装置レンタル)

【代表的な手動運転装置】

◆ 車両改造をともなう手動運転装置 <固定式>



- ◇ レンタカーとして活用する場合は、専用の車両を用意する必要があります。
～必要台数を新たに用意しなければならない～
- ◇ 装置の再利用は不可能
- ◇ 装置のレンタルは不可能

◆ 901ハンドコントロールシステム <着脱式>



- ◇ 必要な時だけ、お客様の希望するレンタカーへ装着して貸し出すことが可能。
～車両増車の必要は一切ありません～
- ◇ 装置の再利用は可能
- ◇ 装置のレンタルは可能

も『オートモビリティ・901』ハンドコントロールシステム

● 製品の特徴(抜粋)

- ⇒ 30分程度にて装着が可能
- ⇒ 車両を改造することなく、多様な車種に対応
- ⇒ 操作方法は、一般的な「プッシュアンドプル方式」



● 製品の安全性

- ✓ 国際安全基準検査合格品(CSA.3-Z323.1.2/SAE.J1903) / 国際特許取得済
- ✓ 北米に設立されている※[NMEDA](#) や※[NHTSA](#) などといった政府機関承認の製造者製品ですので品質も安定しており万全です
- ✓ USA(S.A.E/J1903) .CANADA(C.S.A/3-Z323.1.2) などで規定されている手動運転装置安全基準に基づき設計製作
※[NMEDA](#)(NATIONAL MOBILITY EQUIPMENT DEALERS ASSOCIATION) / ※[NHTSA](#)(NATIONAL HIGHWAY TRAFIQ SAFETY ADMINISTRATION)

● 製品の保証

- ✓ PL保険加入済み
- ✓ 無期限保証(消耗部品を除く)

● 補修部品

- ✓ 日本国内に常時在庫しています

～オートモビリティ・901 は世界各国において『THE BEST QUICKATTACHMENT HANDCONTROL SYSTEM』と称され、多くの方に愛用されています～

もポイント

- 👉 手動運転装置は自動車改造申請の必要がない指定部品※1として認められています。
- 👉 万が一の事故の際も通常通り自動車保険などの適応を受けることができます。
- 👉 公安委員会にて自動車運転を認められた人※2が、貸し出し対象のお客様です。
- 👉 健常者も装置を付けたままの状態ですぐ普通に運転することが可能です。

※1:指定部品.

指定部品とは、自動車使用者の嗜好により、追加、変更等をする蓋然性が高く、安全の確保、公害の防止上支障がないものとされている自動車部品として、「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査等における取扱いについて(依命通達)」(平成7年 11 月 16 日付け運輸省自動車交通局長通達自技第 234 号・自整第 262 号)に規定されており、この部品をボルトや接着剤などで装着する場合は、自動車検査証の記載事項の変更手続を行わなくても良いとされています。

※2:運転補助装置取付車限定免許.

通常、両下肢に障害を持つ者が所有する免許証には<手動アクセル・ブレーキを装着した車両に限る>などの条件が、<AT 車限定>と併せて付加されている。意味合いとしては<眼鏡使用>と同レベルの条件付加である。